

良い会社はルール作りから

就業規則 診断

無料相談会



社会保険労務士法人
庄司茂事務所

近年の法改正を反映できていますか？

- ☐ 月60時間超の時間外労働における割増賃金率が50%以上になっていない
- ☐ ハラスメントに対する方針や相談窓口が設置・周知できていない
- ☐ 就業規則は前回改訂してから5年以上経過している
- ☐ 正社員とパートで就業規則を分けていない



トラブルになりやすい給与計算

- ☐ 月途中に入退社した社員の給与計算方法を規定していない
- ☐ 欠勤控除の計算方法を定めていない
- ☐ 特別休暇の内容、扱いを定めていない
- ☐ 割増賃金の支給が必要になる休日をきちんと定義できていない
- ☐ 固定残業制を取り入れたい
- ☐ 残業時間の集計方法がよくわかっていない



問題社員対策

- ☐ 無断欠勤を繰り返す社員に対する罰則を規定できていない
- ☐ 職場での身だしなみについて具体的に規定できていない
- ☐ 休職が必要な社員の対応方法について規定できていない
- ☐ 喫煙者のいる事業所で喫煙ルールを定めていない
- ☐ なんでもハラスメントと言いだす社員がいる
- ☐ 精神疾患だと診断書を提出してきた社員がいる



貴社の就業規則に問題点がないか診断します
お申し込みは裏面より

就業規則診断 無料相談会

私達にお気軽にご相談ください！



特定社会保険労務士
庄司 茂



特定社会保険労務士
森 貴光



特定社会保険労務士
岸田 岳



社会保険労務士
谷口 陽香



特定社会保険労務士
濱崎 靖子

無料個別相談会申込用紙 (FAX 0120-38-3399)

会 場	☐ 庄司茂事務所(神戸)神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル7F ☐ 庄司茂事務所(姫路)姫路市安田4-36 マサミビル3F		
	☐ オンライン相談希望(PCをご用意ください。ソフトは不要です)		
希望日	☐ 11/19(火) ☐ 11/27(水) (希望時間につきましては、2つ以上 ☒ お願いします。)		
時 間	☐ 9:30～ ☐ 10:30～ ☐ 11:30～ ☐ 12:30～ ☐ 13:30～ ☐ 14:30～ ☐ 15:30～ ☐ 16:30～		
会社名			業種 従業員数
会社情報	所在地:		
	TEL:	FAX:	
ご参加者	①御役職・御芳名		メール
	②御役職・御芳名		メール

- ・お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお送りします。
 ※FAX以外をご希望の場合、右記よりご希望方法をお選びください。(☐ TEL希望 ☐ メール希望)
- ・もし受付票が届かない場合は、お手数ですが弊社事務所までご連絡をお願いします。(TEL:0120-66-8050)

- ・ご記入いただきました個人情報は、ご案内をお送りする等、弊社事務所業務以外には使用いたしません。
- ・情報管理は厳重に行い、法的義務に伴う要請を受けた場合を除き、第三者への開示等は一切いたしません。
- ・弊社事務所が要求する個人情報の提供は任意です。

社会保険労務士法人 庄司茂事務所
個人情報保護管理者 岸田岳 TEL: 078-361-2031



社会保険労務士法人
庄司茂事務所

神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル7F
 TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035
 姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田4丁目36番地 マサミビル3F
 TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040